

広域事務に係るこれまでの取組等

「防 災」

関西広域防災計画「関西防災・減災プラン」について、各分野別に「総則編、地震・津波災害対策編（平成24年3月策定、平成29年11月改訂）」、「原子力災害対策編（平成24年3月策定、平成25年6月改訂）」、「風水害対策編（平成26年6月策定）」、「感染症対策編（平成26年6月策定）」を策定し、これらに基づき以下の重点項目を着実に推進している。

1 大規模広域災害を想定した広域対応の推進

第1期（H22～25）では、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対する対応方針や対応手順を定める「関西防災・減災プラン」を策定し、その推進を図るとともに、応援・受援を円滑に実施できるよう「関西広域応援・受援実施要綱」を策定した。また、これらプラン等に定める広域連携の枠組みや手続きを確認するとともに、構成団体間等の連携を深め実効性の向上を図るため、広域応援訓練を実施した。

第2期（H26～28）では、南海トラフ地震を想定し、発災直後から概ね1週間後までの間において、関西広域応援・受援実施要綱に基づく災害対応を円滑に進めるため、広域連合の行動マニュアルとして「南海トラフ地震応急対応マニュアル」を策定するとともに、原子力災害発生時に、構成団体を避難先とする広域避難が円滑に行われるよう「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」を策定し、これらを踏まえ、広域避難訓練、ワークショップを実施した。

第3期（H29～31）では、訓練等を通じ、「関西防災・減災プラン」、「関西広域応援・受援実施要綱」、「南海トラフ地震応急対応マニュアル」、「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」等の実効性向上を図るほか、被災者支援業務について、熊本地震等の経験をもとに体系的に整理し、研修等の実施により、圏域内の自治体における災害応急対策に係る理解増進を図り、応援・受援の円滑化・効率化を進めている。

2 災害時の物資供給の円滑化の推進

第1期（H22～25）では、大規模広域災害発生直後に必要となる食糧等救援物資について、効率的、効果的に応援・受援を行うことができるよう、具体的な事務手順等を整理し、「物資集積・配送マニュアル」を作成した。

第2期（H26～28）では、構成団体及び連携県の広域応援・受援体制を強化するため、大規模広域災害時における緊急物資等を円滑に供給するシステムの構築について、物流・流通・メーカー事業者等の民間事業者参画のもと、「緊急物資円滑供給システム協議会」を設置して検討を行い、「関西圏域における緊急物資円滑供給システムの構築について（報告）」をとりまとめた。また、関西における災害時の実効性ある物資供給をするため、行政機関、民間団体等による「関西災害時物資供給協議会」を設立した。

第3期（H29～31）では、東日本大震災、熊本地震における物資供給の状況を踏まえ、民間事業者等との連携強化により「緊急物資円滑供給システム」の実効性の向上を図つ

ている。また、具体的な基幹的物資拠点の運用手続きや運営方法等のマニュアル作成に取り組んでいる。

3 防災・減災事業の推進

第1期（H22～25）では、職員の災害対応能力の向上を図るため、専門的な研修を実施し、計画的な防災分野の人材育成を行った。

第2期（H26～28）では、引き続き研修等による人材育成に取り組むとともに、大規模災害時、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう、行政や鉄道事業者などの民間企業が協力して広域的な支援を行うため「帰宅支援に関する協議会」を設立し、「帰宅支援ガイドライン」、「災害時外国人観光客ガイドライン」について検討を行った。

第3期（H29～31）については、「帰宅支援ガイドライン」及び「災害時外国人観光客ガイドライン」を策定するとともに、府県を跨がる帰宅困難者の発生を想定した帰宅困難者訓練（図上）の実施や、帰宅困難者への情報提供のあり方を検討し、広域的な帰宅困難者対策に取り組んでいる。さらに、新型インフルエンザ等の様々な危機事象に対応するため、他の分野事務局や関係機関との連携を図っている。

4 「防災庁（仮称）」の創設に向けた取組

阪神・淡路大震災への対応、東日本大震災等の支援実績等の蓄積を活かし、防災から復興まで一連の災害対策を担う「防災庁（仮称）」の創設に向けた取組を進めている。

第2期（H26～28）では、防災・減災に関する学識者、国や県の実務経験者で構成する「我が国の防災・減災体制のあり方に関する懇話会」を設置し、我が国の防災・減災体制のあり方について意見を得るなど、「防災庁（仮称）」が有すべき機能に関する検討を実施した。

第3期（H29～31）では、同懇話会から「我が国の防災・減災体制のあり方に係る検討報告書～防災庁（仮称）創設の提案～」を受け取るとともに、引き続き国へ提案・申し入れを行ったり、首都圏等においてシンポジウムを開催するなど、国民的な理解を広めるための情報発信を行っている。

【関西広域連合 広域防災の事務局組織】

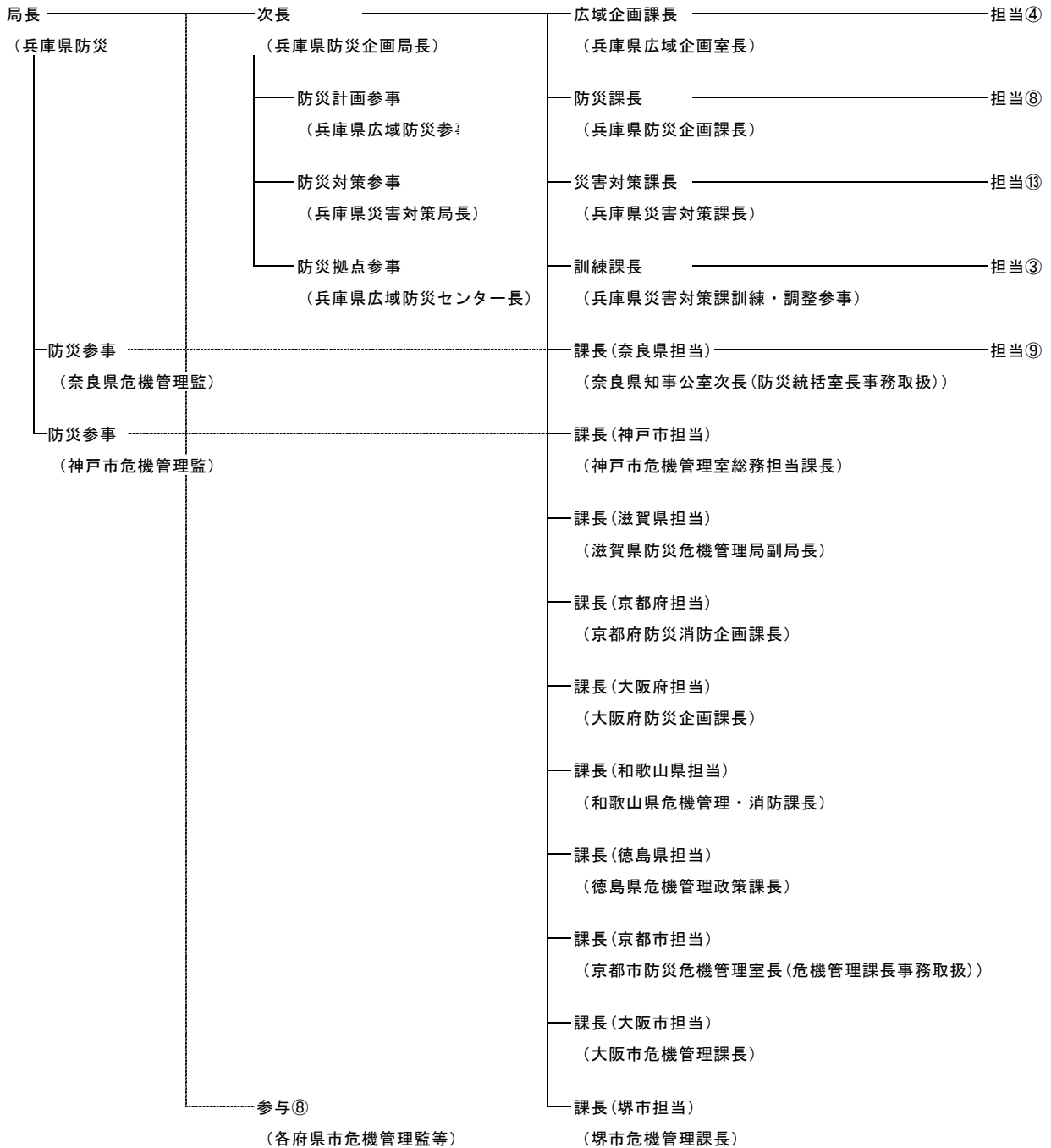
広域防災担当委員 井戸 敏三
(兵庫県知事)

広域防災副担当委員 荒井 正吾
(奈良県知事)

広域防災副担当委員 久元 喜造
(神戸市長)

平成30年度事業予算 22,946千円

◇広域防災局（兵庫県）（合計66人 内訳:事務局56人、参事2人、参与8人）；



広域事務に係るこれまでの取組等

「医療」

関西の府県域を超えた広域救急医療連携のさらなる充実に向け、ドクターヘリの最適配置・運航を中心とした「関西広域救急医療連携計画」を平成24年3月に策定した。その後、平成27年3月、平成30年3月に同計画を見直し、「安全・安心の“4次医療圏・関西”」の実現を目指している。また、広域防災局との連携のもと「関西広域応援・受援実施要綱（うち医療活動の実施）」を平成25年3月に策定した。これらに基づき、以下の重点項目を着実に推進している。

1 広域救急医療体制の充実

第1期（H22～25）では、被災地の医療支援を統括・調整する「災害医療コーディネーター」の養成や実践的な災害医療訓練を実施したほか、周産期医療や小児医療等、新たな広域医療連携のあり方について検討を行った。また、平成23年4月に3府県ドクターヘリが広域連合へ事業移管されたことをはじめ、平成25年4月には大阪府ドクターヘリ及び徳島県ドクターヘリも広域連合に事業移管された。

第2期（H26～28）では、第1期に移管した3機に加え、京滋ドクターヘリ、兵庫県ドクターヘリ、和歌山県ドクターヘリの連合管内6機体制を構築し、「30分以内での救急搬送体制」を確立した。あわせて、ドクターヘリの搭乗人材の養成を図るため策定した「養成研修プログラム」により、各基地病院と連携し実践的研修（OJT）を実施した。また、平成28年度から「近畿ブロック周産期医療広域連携検討会」の事務局を関西広域連合へ引き継ぎ、周産期医療の連携体制の充実を図ることとした。

第3期（H29～31）では、平成30年3月に運航開始した鳥取県ドクターヘリが加わり、ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実・強化に向け、連合管内におけるドクターヘリの一体的な運航体制の充実や、搭乗医師をはじめとした救急医療人材の育成を図るとともに、周産期医療における連携体制の構築等、広域連携をさらに進めている。

2 災害時における広域医療体制の強化

災害医療体制の構築を図り、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害発生時に迅速かつ円滑な医療を提供するため、第2期（H26～28）では、被災地医療を統括・調整する災害医療コーディネーターの養成を目的に「災害医療セミナー」を実施した。また、各構成府県が実施する防災訓練に災害医療コーディネーターが参加するとともに、近畿府県合同防災訓練には広域連合管内のDMA Tやドクターヘリが参加した。

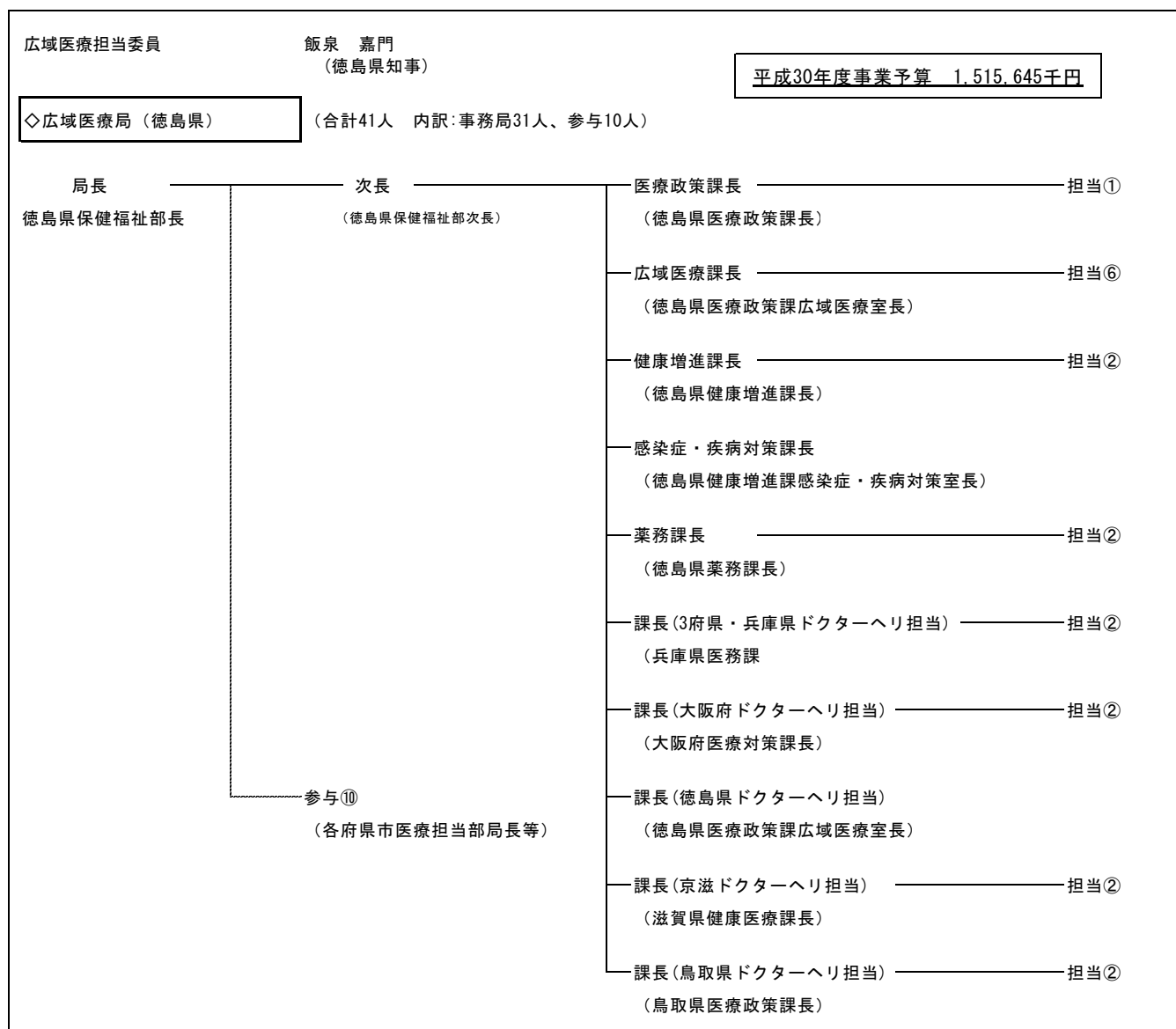
第3期（H29～31）においても、引き続き広域災害時におけるドクターヘリの効率的な運用、被災地医療を統括・調整する災害医療コーディネーターの更なる養成や資質の向上を図るとともに、府県域を越えた広域による実践的な訓練の実施等により、災害医療体制の充実・強化を図っている。

3 課題解決に向けた広域医療体制の構築

第2期（H26～28）から、高度専門医療分野や薬物乱用防止対策などの新たな広域医療連携課題について、調査・研究及び広報に取り組むこととし、緊急の課題であった危険ドラッグ撲滅に向け、広域連合から国へ提言を行った（平成26年10月）。翌11月には薬事法が改正され、全ての構成府県において「薬物濫用防止条例」が制定された。また、担当者会議や研修の開催を通じて、薬物乱用防止対策に係る広域連携を図ったほか、「ジェネリック医薬品」の普及促進、アルコールをはじめとした「依存症対策」、「小児救急電話相談事業」について、各構成団体の取組状況等を調査し、情報の共有を図るとともに広域連携強化に向けた検討を行った。

第3期（H29～31）では、高度専門医療分野や薬物乱用防止対策、ICTを活用した次世代医療等の広域医療連携課題について、調査・研究及び広報を実施している。

【関西広域連合 広域医療の事務局組織】



広域事務に係るこれまでの取組等

「インフラ」

関西広域連合設立時においては、順次拡充する事務として、国からの権限移譲を受けることを想定し、広域交通・物流基盤整備の事務を実施することとしていた。

現在、大規模災害時におけるリダンダンシーの確保など、関西における広域交通インフラに関する総合的な検討・調整を行うため、「広域インフラ検討会」を置き、「関西大都市圏の実現」、「地域を総合的に活用できる最低限のインフラ」、「大規模地震など自然災害等への備え」を柱とする「広域交通インフラの基本的な考え方」を策定し、それに基づき広域交通インフラの整備促進に取り組んでいる。

1 道路関係

関西大環状道路と放射状道路の形成、関西3時間圏域の実現、高速道路のミッシングリンクの解消などについて検討するとともに、広域連合として認識の共有を図ることを目的に、整備促進に向けて取り組む具体的な路線を明示した「広域インフラマップ(道路)」を作成し、整備の進捗状況を毎年反映させている。また、道路整備の促進に必要な予算の確保について、継続して国への要望を行っている。

2 鉄道関係

高速鉄道網の整備は、観光やビジネスなど様々な分野での交流活性化による経済の発展、災害時のリダンダンシー確保など地域社会にとって極めて重要な公共インフラであり、首都圏での放射線状に張りめぐらされた高速鉄道網に対し、関西が国土の双眼構造の一翼を担うために必要な北陸新幹線、リニア中央新幹線などの高速鉄道整備について、国への要望活動を行っている。

3 主要港湾

平成25年度から26年度にかけて、各港の競争力強化に向けた連携施策や、防災・観光分野における広域連携施策の抽出・検討を行った。

平成27年度以降は、それまでの調査・検討を基に連携施策の実施に向けた議論を進めるため、各港湾へのアンケートの実施や幹事会の開催により、それぞれの港湾の状況や取組みについての情報共有を図っている。

4 権限移譲に係る国への働きかけ

関西における広域インフラに係る国の権限の移譲を視野に入れながら、現時点では、国が実施する地方分権改革に関する提案募集制度を活用し、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限や、近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画の決定権限、複数県に跨る都市計画区域の指定権限など、地方に委ねられるべき権限を積極的に委譲するよう国に求めている。

広域インフラ検討会（座長：連合長、幹事長：和歌山県知事）（構成は広域連合委員会）（合計53人 内訳：事務局34人、参与19人）

<企画部会部会長：和歌山県>

企画参事 ——— 参与（広域交通インフラ担当）⑫
 （広域交通インフラ企画担当） （各府県市担当部局長等）
 （和歌山県企画部長）

課長（広域交通インフラ企画担当） ——— 担当①
 （和歌山県企画部企画総務課長）
 課長（広域交通インフラ調整担当）
 （和歌山県知事室政策審議課長）
 課長（広域交通インフラ交通担当）
 （和歌山県企画部総合交通政策課長）
 課長（広域交通インフラ道路担当）
 （和歌山県県土整備部道路政策課長）
 課長（広域交通インフラ計画担当）
 （本部事務局計画課長）
 課長（広域交通インフラ各府県市担当）⑮
 （各府県市インフラ担当課長）

<日本海側拠点港部会部会長：鳥取県>

企画参事 ——— 参与（日本海側拠点港担当）
 （日本海側拠点港担当） （京都府商工労働部・
 （鳥取県県土整備部長） 建設交通部港湾局長）

課長（日本海側拠点港担当）③
 （京都府②、鳥取県担当課長）

<大阪湾部会部会長：神戸市>

企画参事（大阪湾港担当） ——— 参与（大阪湾港担当）⑥
 （神戸市みなと総局長） （大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、
 大阪市、堺市、担当部局長等）

課長（大阪湾港担当）⑦
 （大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市、堺市、
 神戸市担当課長）

広域インフラマップ(道路)

平成30年3月31日現在



関西広域連合 広域交通インフラの基本的な考え方

○はじめに

広域交通インフラは、関西圏のもつ、優れた歴史・文化や人・モノ・情報といったポテンシャルを十分に発揮させ、関西圏域内はもとより、アジアや他の圏域との交流を活発にする基盤であり、双眼型・多極型の国土構築に必要な社会基盤でもある。

そのため、関西広域連合として、現状の課題や7分野の広域計画等（防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全、資格試験・免許等、職員研修）を踏まえ、アジアの国際物流圏・次世代産業圏を担う広域関西を実現するために、必要なインフラのあり方や基本的な考え方を整理し、共通認識を持つことが必要である。

○基本的な考え方の骨子

1 関西大都市圏の実現

(1) 関西大環状道路と放射状道路及び鉄道網等の形成により、関西都市圏を拡充

(2) 関西3時間圏域の実現

- ・空の玄関（関西国際空港）から、3時間以内でアクセス可能なインフラ
- ・陸の玄関（新大阪）から、3時間以内でアクセス可能なインフラ
- ・海の玄関（阪神港、舞鶴港、境港、姫路港等）から3時間以内でアクセス可能なインフラ

2 地域を総合的に活用できる最低限のインフラ

(1) 人が地域で安心して暮らすためのナショナルミニマムとして（医療・教育機会の平等と同様に）

(2) 経済活動の基本的なチャンスの保障

- ・企業立地におけるチャンスの平等
- ・ポテンシャルを活かした観光や農林水産業の発展
- ・高速道路渋滞区間、ミッシングリンクの解消による本来機能の発揮

3 大規模地震など自然災害等への備え

- ・大規模地震や風水害時の緊急輸送道路の確保
- ・リダンダンシーの確保

広域事務に係るこれまでの取組等

「琵琶湖・淀川流域対策」

琵琶湖・淀川流域対策の今後の取組の方向性等を検討する「琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会」を第2期（H26～28）に設置し、琵琶湖・淀川流域の抱える諸課題の解決に向け、政策決定に資する客観的根拠を準備するための基礎的調査を行うとともに、広域連合として優先的に取り組む課題を絞り込み、具体的な解決策の検討を進めている。